

年金記録の訂正に関する事業状況

(令和6年度事業状況及び令和7年度上期概況)

令和7年12月
厚生労働省年金局

年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

(2) 制度別の受付件数

2 処理状況

(1) 訂正請求の処理状況の概況

(2) 制度別・処理事案別の処理件数

(3) 制度別の処理件数(推移)

(4) 処理事案別の処理件数(推移)

(5) 訂正手続きにおける記録訂正の推移

(6) 厚生局処理事案の制度別・処分別件数(内訳)

3 処理中事案の状況

4 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

(2) 機構処理事案に係る処理期間

II 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者の性別別

(2) 被保険者年齢階層別

(3) 被保険者の区分別

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間等の状況

(1)－1 請求期間の分類(事案類型)別

(1)－2 請求期間の分類(事案類型)別(訂正決定率)

(2)－1 請求期間の(時期)別

(2)－2 請求期間の(時期)別(制度別の状況)

(3)－1 請求期間の月数別 18

(3)－2 請求期間の月数別(制度別の状況) 19

(4) 請求期間の分類(事案類型)別の訂正月数・不訂正月数 20

(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況 21

3 日本年金機構段階の訂正状況 22

4 訂正処理基準区分の内容 23

III その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会 24

2 審査請求 27

3 訴訟 29

IV 事務実施体制

1 事務執行体制 30

2 諮問機関 31

3 関係条文 32

参考資料1 年金記録の訂正手続について 35

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別) 36

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別) 38

参考資料4 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理の実績 40

参考資料5 処理事案の分析について 41

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和6年度の受付状況

- 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の訂正請求の受付件数は4, 500件であり、前年度同期(令和5年4月から令和6年3月まで)に比べて、954件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4, 286件(前年度同期比939件減)、国民年金209件(同15件減)、脱退手当金5件(同増減0件)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示しているが、平成28年度以降は、概ね5千件前後で推移している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95. 2%となっている。

② 令和7年度上期の受付状況

- 令和7年度上期(令和7年4月から同年9月まで)における訂正請求の受付件数(速報値)は、2, 721件であり、前年度同期(令和6年4月から同年9月まで)の1, 902件と比べて、819件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金2, 619件(前年度同期比829件増)、国民年金100件(同10件減)、脱退手当金2件(同増減0件)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚生年金 (個別請求)	7,368 (86.5 %)	4,818 (91.0 %)	4,206 (91.0 %)	3,061 (89.4 %)	4,216 (92.4 %)
(一括請求)	3,902 (45.8 %)	2,214 (41.8 %)	1,620 (35.1 %)	931 (27.2 %)	1,678 (36.8 %)
	3,466 (40.7 %)	2,604 (49.2 %)	2,586 (56.0 %)	2,130 (62.2 %)	2,538 (55.6 %)
国民年金	1,060 (12.4 %)	435 (8.2 %)	373 (8.1 %)	336 (9.8 %)	320 (7.0 %)
脱退手当金	88 (1.0 %)	39 (0.7 %)	42 (0.9 %)	28 (0.8 %)	29 (0.6 %)
合計	8,516 (100.0 %)	5,292 (100.0 %)	4,621 (100.0 %)	3,425 (100.0 %)	4,565 (100.0 %)

- 厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- 厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかつとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度上期 (速報値)
厚生年金 (個別請求)	4,998 (94.4 %)	5,743 (95.5 %)	4,739 (95.4 %)	5,225 (95.8 %)	4,286 (95.2 %)	2,619 (96.3 %)
(一括請求)	1,244 (23.5 %)	1,531 (25.5 %)	1,262 (25.4 %)	1,241 (22.8 %)	1,101 (24.5 %)	666 (24.5 %)
	3,754 (70.9 %)	4,212 (70.0 %)	3,477 (70.0 %)	3,984 (73.0 %)	3,185 (70.8 %)	1,953 (71.8 %)
国民年金	276 (5.2 %)	258 (4.3 %)	219 (4.4 %)	224 (4.1 %)	209 (4.6 %)	100 (3.7 %)
脱退手当金	20 (0.4 %)	12 (0.2 %)	11 (0.2 %)	5 (0.1 %)	5 (0.1 %)	2 (0.1 %)
合計	5,294 (100.0 %)	6,013 (100.0 %)	4,969 (100.0 %)	5,454 (100.0 %)	4,500 (100.0 %)	2,721 (100.0 %)

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 訂正請求の処理状況の概況

① 令和6年度の処理状況

- 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の訂正請求の処理件数は4, 417件であり、前年度同期(令和5年4月から令和6年3月まで)に比べて、462件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4, 221件(前年度同期比450件減)、国民年金193件(同7件減)、脱退手当金3件(同5件減)となっている。
- 訂正請求の処理件数の制度別の割合は、厚生年金の割合が95. 6%(個別請求22. 1%、一括請求73. 5%)を占めているおり、特に、近年は、一括請求の割合が全体の7割程度を占める状況となっている。
- 処理事案別の処理件数としては、厚生局処理事案が18. 7%、機構処理事案が81. 3%となっており、近年は、厚生局処理事案の割合が2割程度、機構処理事案の割合が8割程度となっている。

② 令和7年度上期の処理状況

- 令和7年度上期(令和7年4月から同年9月まで)における訂正請求の処理件数(速報値)は、2, 174件であり、前年度同期(令和6年4月から同年9月まで)の2, 176件と比べて、2件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金2, 083件(前年度同期比4件増)、国民年金88件(同9件減)、脱退手当金3件(同3件増)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(2) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	令和4年度					令和5年度					令和6年度					令和7年度上期(速報値)								
	厚生年金		国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金		国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金		国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金		国民年金	脱退手当金	合計				
	(個別請求)	(一括請求)				(個別請求)	(一括請求)				(個別請求)	(一括請求)				(個別請求)	(一括請求)							
厚生局処理事案	651	105	756	182	10	948	546	195	741	197	8	946	526	106	632	193	3	828	222	49	271	87	3	361
訂正決定	447	103	550	11	1	562	361	193	554	10	0	564	317	106	423	10	1	434	147	47	194	2	0	196
(全期間訂正)	376	100	476	10	1	487	282	181	463	6	0	469	232	99	331	8	0	339	114	44	158	2	0	160
(一部期間訂正)	71	3	74	1	0	75	79	12	91	4	0	95	85	7	92	2	1	95	33	3	36	0	0	36
不訂正決定	203	2	205	171	9	385	185	2	187	186	8	381	208	0	208	182	2	392	75	2	77	83	3	163
請求却下	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	0	2	0	2
機構処理事案	532	2,758	3,290	4	0	3,294	540	3,390	3,930	3	0	3,933	448	3,141	3,589	0	0	3,589	313	1,499	1,812	1	0	1,813
処理事案合計	1,183	2,863	4,046	186	10	4,242	1,086	3,585	4,671	200	8	4,879	974	3,247	4,221	193	3	4,417	535	1,548	2,083	88	3	2,174
訂正請求の取下げ等	139	73	212	14	1	227	167	144	311	33	1	345	118	94	212	33	0	245	60	130	190	8	0	198

[参考:別掲]

機構処理事案
(一部期間訂正)

44	16	60
----	----	----

68	18	86
----	----	----

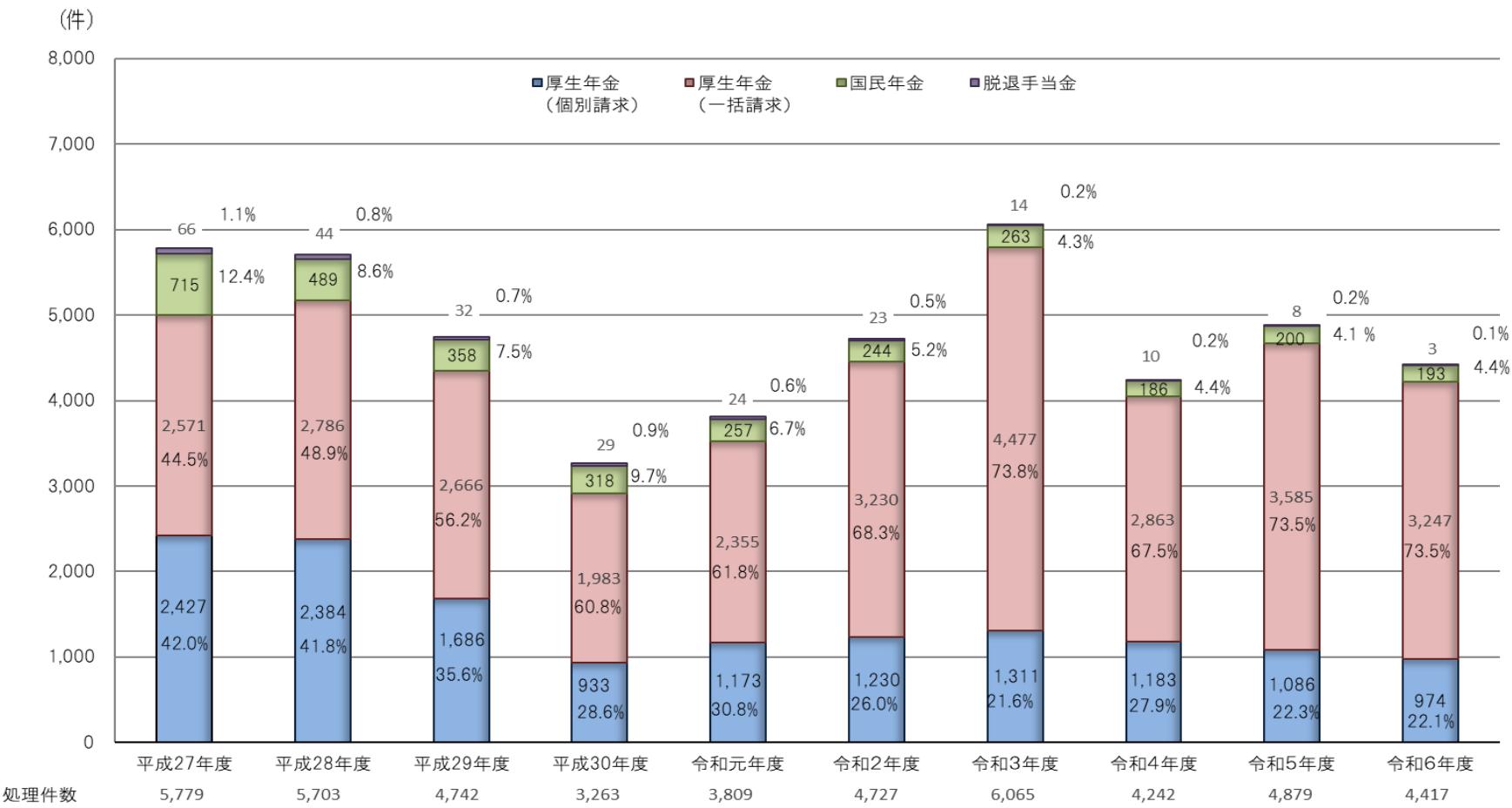
46	20	66
----	----	----

- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案
(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

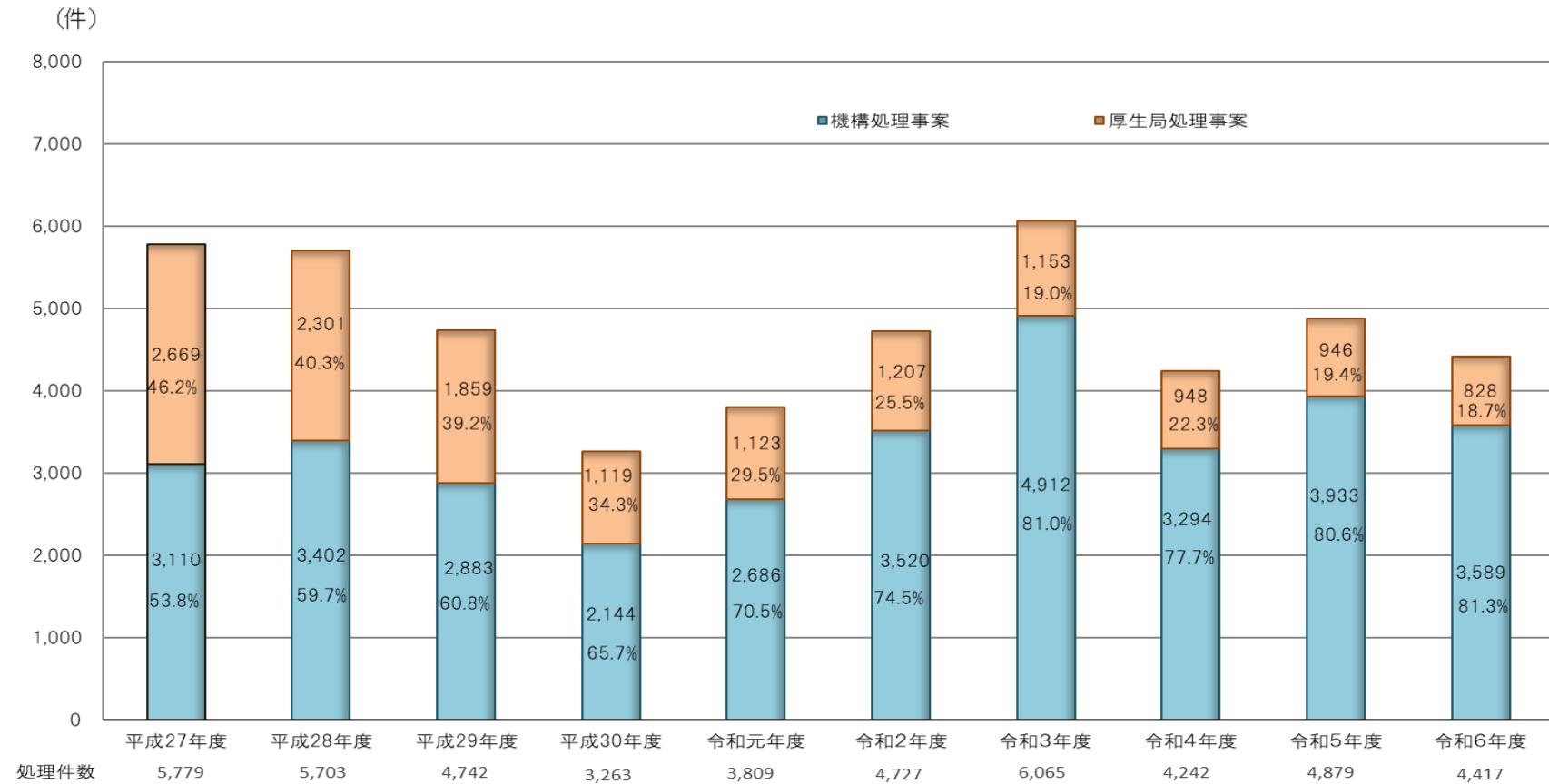
(3) 制度別の処理件数(推移)



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(4) 処理事案別の処理件数(推移)



I 訂正請求の受付・処理状況

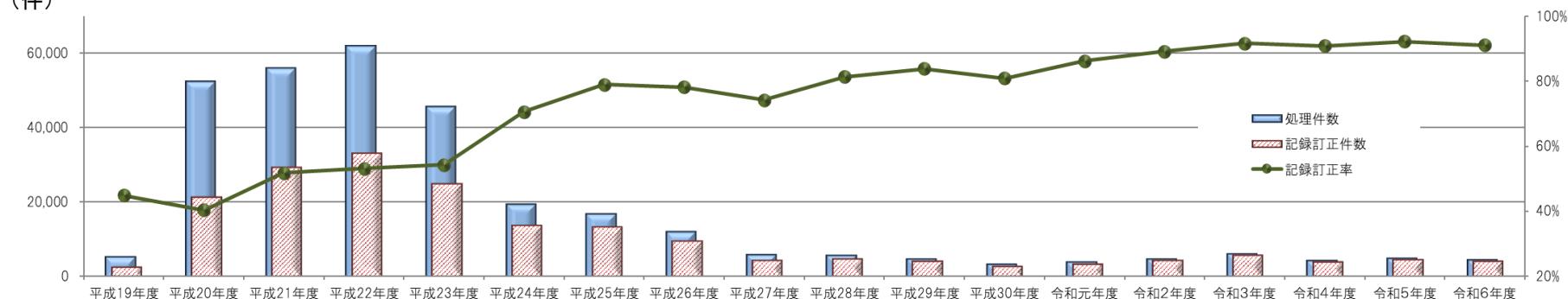
2 処理状況

(5) 訂正手続における記録訂正の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求									
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065	4,242	4,879	4,417
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563	3,856	4,497	4,023
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651	562	564	434
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912	3,294	3,933	3,589
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%	90.9%	92.2%	91.1%

(件)



注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

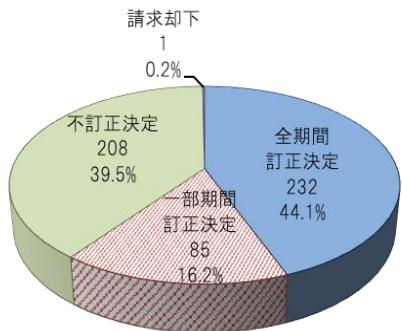
I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

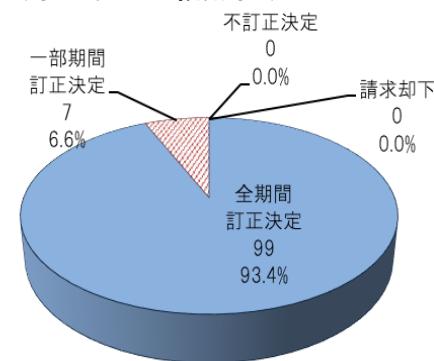
(6) 厚生局処理事案の制度別・処分別の状況(内訳)

〈令和6年度〉

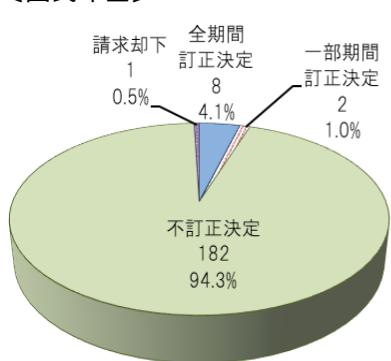
〔厚生年金(個別請求)〕



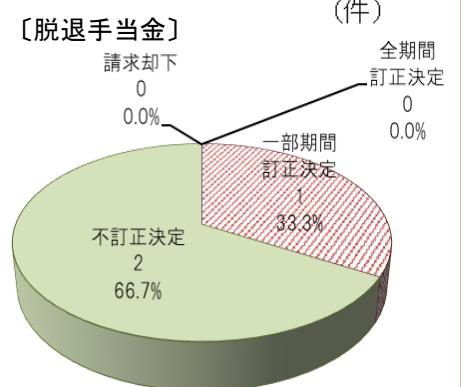
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

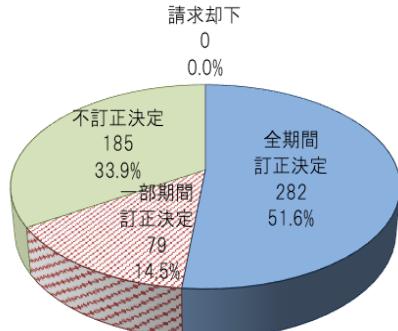


〔脱退手当金〕

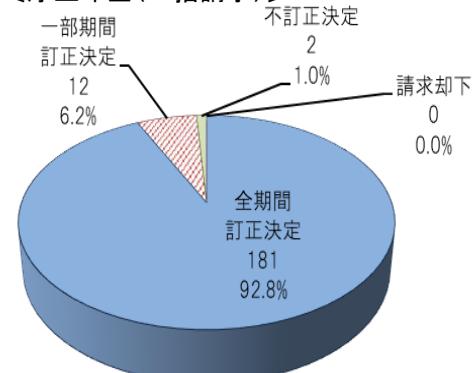


〈参考:令和5年度〉

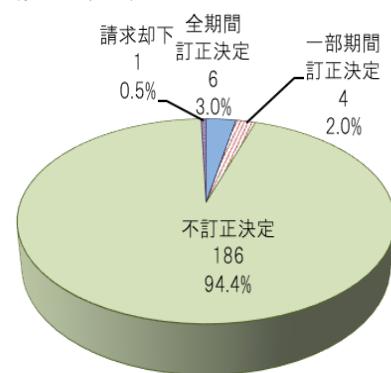
〔厚生年金(個別請求)〕



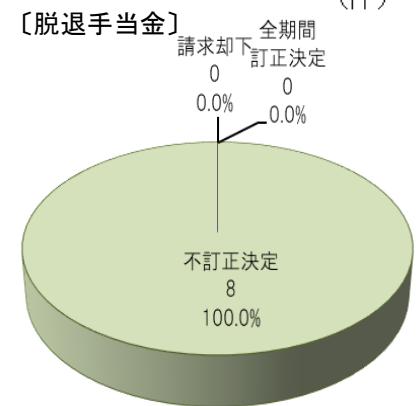
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



I 訂正請求の受付・処理状況

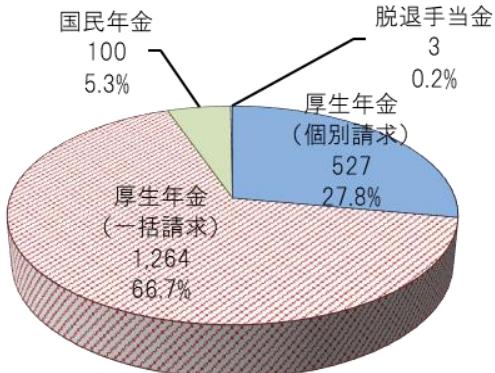
3 処理中事案の状況

○ 処理中事案件数(令和6年度末現在)

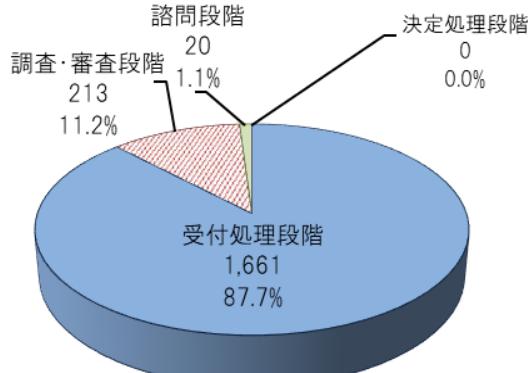
(件)

	厚 生 年 金			国民年金	脱退手当金	合 計	(参考) 令和5年度末 合 計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受 付 件 数 の 累 計	16,724	31,936	48,660	3,710	279	52,649	48,149
② 処 理 件 数	14,362	29,754	44,116	3,222	252	47,590	43,175
③ 請 求 取 下 げ 等 の 累 計	1,835	918	2,753	388	24	3,165	2,917
処 理 中 事 案 件 数 (① - (② + ③))	527	1,264	1,791	100	3	1,894	2,057
日本年金機構の受付処理段階	389	1,223	1,612	47	2	1,661	1,746
地方厚生(支)局の調査・審査段階	126	41	167	46	0	213	291
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	12	0	12	7	1	20	20
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚 生 年 金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和5年度 全制度平均	標準処理期間
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	251.7 日	263.0 日	253.6 日	218.3 日	281.3 日	245.5 日	244.6 日	143 日
ア 機構受付処理期間	126.1 日	153.5 日	130.7 日	108.0 日	152.3 日	125.5 日	126.5 日	40 日
イ 厚生局処理期間	125.7 日	109.5 日	122.9 日	110.3 日	129.0 日	120.0 日	118.1 日	103 日
② 機構訂正処理期間	40.3 日	31.1 日	38.0 日	37.4 日	42.0 日	38.0 日	35.9 日	25 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和6年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)。

2 「② 機構訂正処理期間」は、令和6年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)。

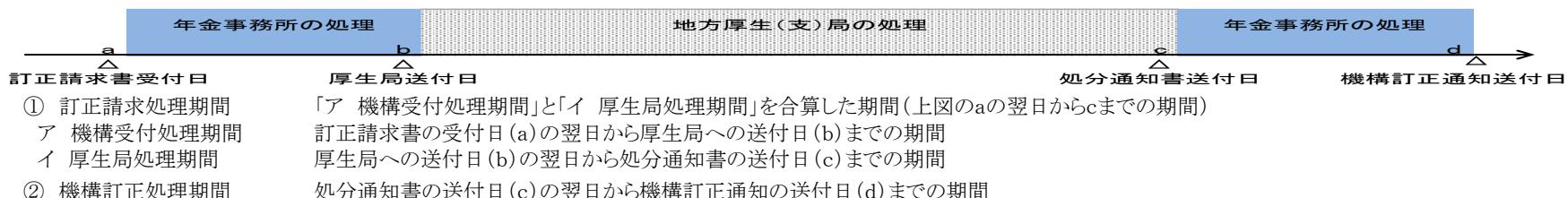
(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚 生 年 金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和5年度 全制度平均	標準処理期間
	(個別請求)	(一括請求)	計					
③ 機構処理期間	75.3 日	89.0 日	87.2 日	-	-	87.2 日	85.3 日	

注 「③ 機構処理期間」は、令和6年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

- 各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



《機構処理事案》

- ③ 機構処理期間

訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

II 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者の性別別

(件)

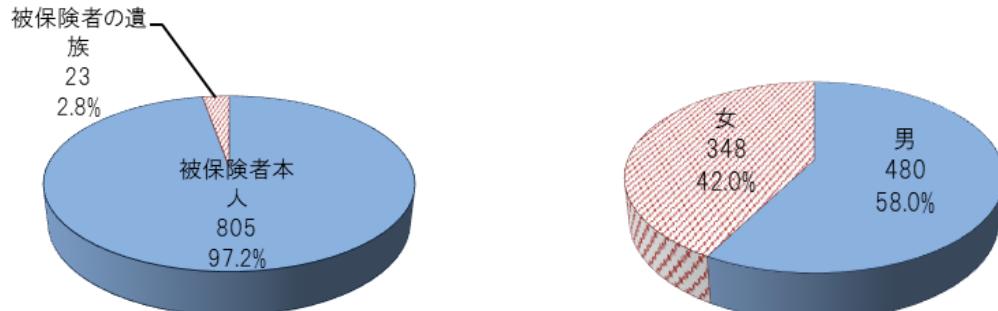
	請求者区分								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金 (個別請求)	381	232	613	16	3	19	397	235	632
	315	192	507	16	3	19	331	195	526
	66	40	106	0	0	0	66	40	106
国民年金	81	109	190	2	1	3	83	110	193
脱退手当金	0	2	2	0	1	1	0	3	3
合計	462	343	805	18	5	23	480	348	828

注1 令和6年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ。)。

3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない。)。

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



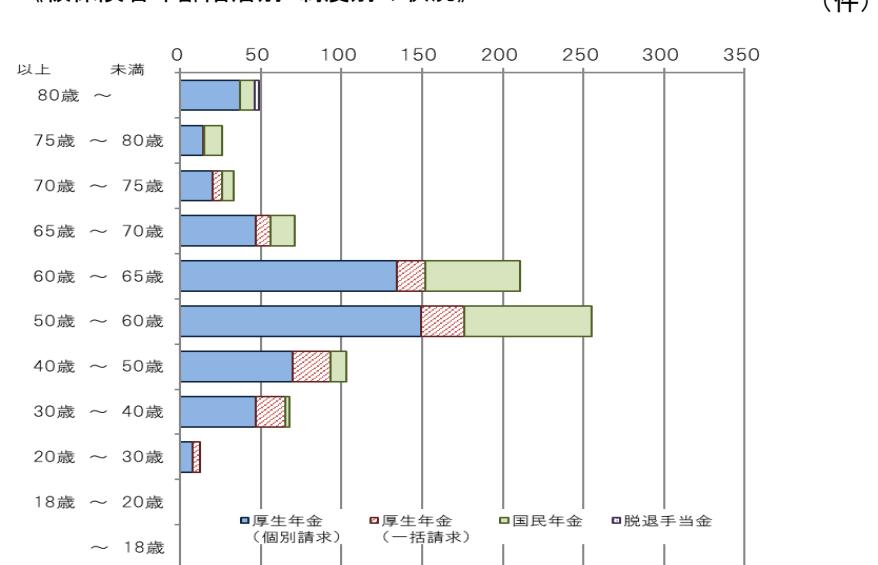
II 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

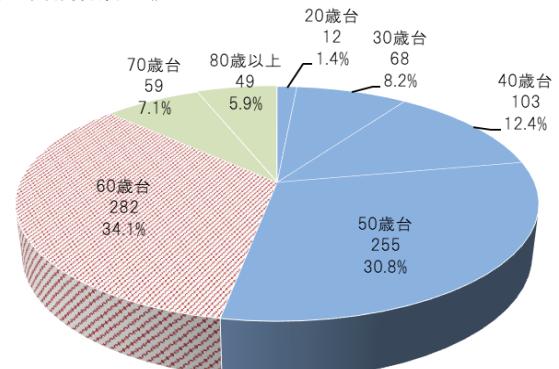
(2) 被保険者年齢階層別

	厚 生 年 金			国民年金	脱退手当金	合 計	(件)
	(個別請求)	(一括請求)	計				
以上 未満							
80歳～	37	0	37	9	3	49	
75歳～80歳	14	1	15	11	0	26	
70歳～75歳	20	6	26	7	0	33	
65歳～70歳	47	9	56	15	0	71	
60歳～65歳	134	18	152	59	0	211	
50歳～60歳	149	27	176	79	0	255	
40歳～50歳	70	23	93	10	0	103	
30歳～40歳	47	18	65	3	0	68	
20歳～30歳	8	4	12	0	0	12	
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0	
～18歳	0	0	0	0	0	0	
合 計	526	106	632	193	3	828	

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別》



注1 令和6年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)。

II 請求内容・処分の状況

1 厚生局処理事案の請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

	被保険者の区分				合計
	被保険者等	裁定済み者	納付要件充足者		
厚生年金 (個別請求)	466	162	4		632
	382	140	4		526
	84	22	0		106
国民年金	132	57	4		193
脱退手当金	0	3	0		3
合計	598	222	8		828
割合	72.2%	26.8%	1.0%		100.0%

注 令和6年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

・被保険者等

現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等(「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者)

・裁定済み者

訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)

・納付要件充足者

訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(1)－1 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和5年度					不訂正決定	令和6年度					不訂正決定		
	請求件数	(制度別割合)	訂正決定				請求件数	(制度別割合)	訂正決定					
			全期間	一部期間	計				全期間	一部期間	計			
厚生年金	1,770	(100.0%)	1,291	58	1,349	421	1,567	(100.0%)	1,003	57	1,060	507		
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,246	(70.4%)	1,089	0	1,089	157	1,026	(65.5%)	808	0	808	218		
② 被保険者期間に係る訂正請求	296	(16.7%)	76	19	95	201	305	(19.5%)	71	9	80	225		
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	221	(12.5%)	126	37	163	58	228	(14.6%)	121	48	169	59		
④ その他の訂正請求	7	(0.4%)	0	2	2	5	8	(0.5%)	3	0	3	5		
国民年金	328	(100.0%)	8	2	10	318	339	(100.0%)	14	0	14	325		
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	281	(85.7%)	7	2	9	272	301	(88.8%)	13	0	13	288		
⑥ 免除期間に係る訂正請求	34	(10.4%)	0	0	0	34	25	(7.4%)	1	0	1	24		
⑦ その他の訂正請求	13	(4.0%)	1	0	1	12	13	(3.8%)	0	0	0	13		
脱退手当金	8	(100.0%)	0	0	0	8	3	(100.0%)	0	1	1	2		
⑧ 支給期間の全期間訂正	8	(100.0%)	0	0	0	8	3	(100.0%)	0	1	1	2		
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	(0.0%)	0	0	0	0		
合計	2,106	—	1,299	60	1,359	747	1,909	—	1,017	58	1,075	834		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

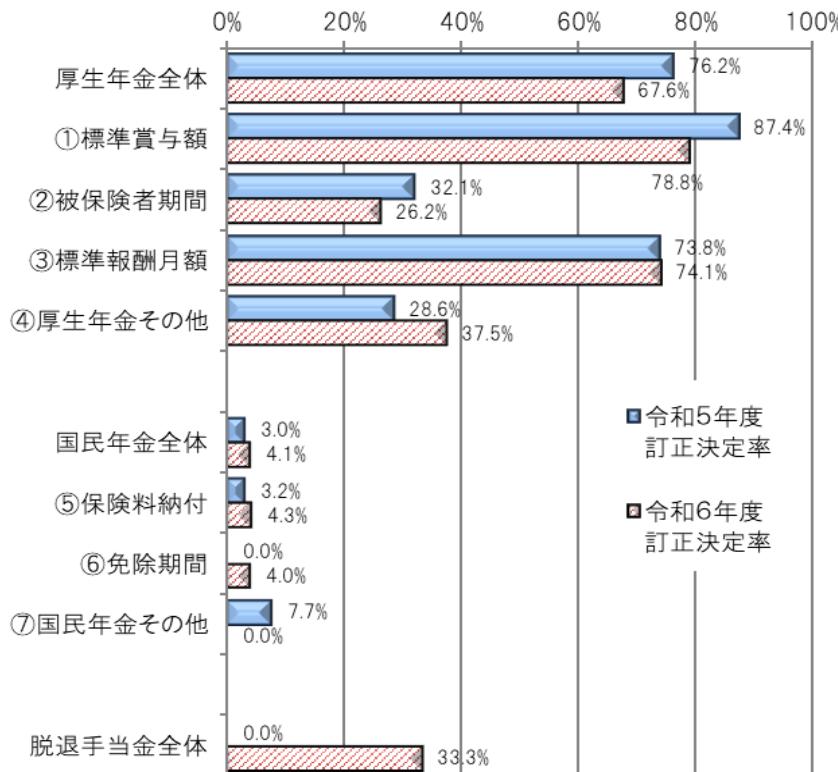
3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(1) - 2 請求期間の分類(事案類型)別(訂正決定率)

《事案類型別の訂正決定率》



《参考:事案類型の内容》

事案類型	事案類型の内容
厚生年金	① 標準賞与額に係る訂正請求 ② 被保険者期間に係る訂正請求 ③ 標準報酬月額に係る訂正請求 ④ その他の訂正請求
国民年金	⑤ 保険料納付に係る訂正請求 ⑥ 免除期間に係る訂正請求 ⑦ その他の訂正請求
脱退手当金	⑧ 支給期間の全期間訂正 ⑨ 支給期間の一部期間訂正
合計	

注 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(一部期間訂正を含む。)の割合である。

II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(2)－1 請求期間(時期)別

(件)

	厚 生 年 金			国 民 年 金			脱 退 手 当 金			合 計		
	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降 以前												
～ 昭和16年12月	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
昭和17年1月 ～ 昭和20年12月	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
昭和21年1月 ～ 昭和25年12月	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7
昭和26年1月 ～ 昭和30年12月	1	7	8	0	0	0	1	2	3	2	9	11
昭和31年1月 ～ 昭和36年3月	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9
昭和36年4月 ～ 昭和41年3月	1	7	8	0	7	7	0	0	0	1	14	15
昭和41年4月 ～ 昭和46年3月	0	6	6	0	13	13	0	0	0	0	19	19
昭和46年4月 ～ 昭和51年3月	1	6	7	2	8	10	0	0	0	3	14	17
昭和51年4月 ～ 昭和56年3月	6	12	18	1	28	29	0	0	0	7	40	47
昭和56年4月 ～ 昭和61年3月	18	54	72	5	69	74	0	0	0	23	123	146
昭和61年4月 ～ 平成3年3月	14	46	60	2	66	68	0	0	0	16	112	128
平成3年4月 ～ 平成8年12月	15	30	45	1	54	55	0	0	0	16	84	100
平成9年1月 ～ 平成15年3月	27	34	61	0	27	27	0	0	0	27	61	88
平成15年4月 ～ 平成20年3月	97	103	200	1	16	17	0	0	0	98	119	217
平成20年4月 ～ 平成25年3月	211	89	300	0	5	5	0	0	0	211	94	305
平成25年4月 ～ 平成30年3月	325	54	379	0	5	5	0	0	0	325	59	384
平成30年4月 ～ 令和5年3月	340	39	379	0	0	0	0	0	0	340	39	379
令和5年4月 ～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,058	504	1,562	12	298	310	1	2	3	1,071	804	1,875

注1 令和6年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

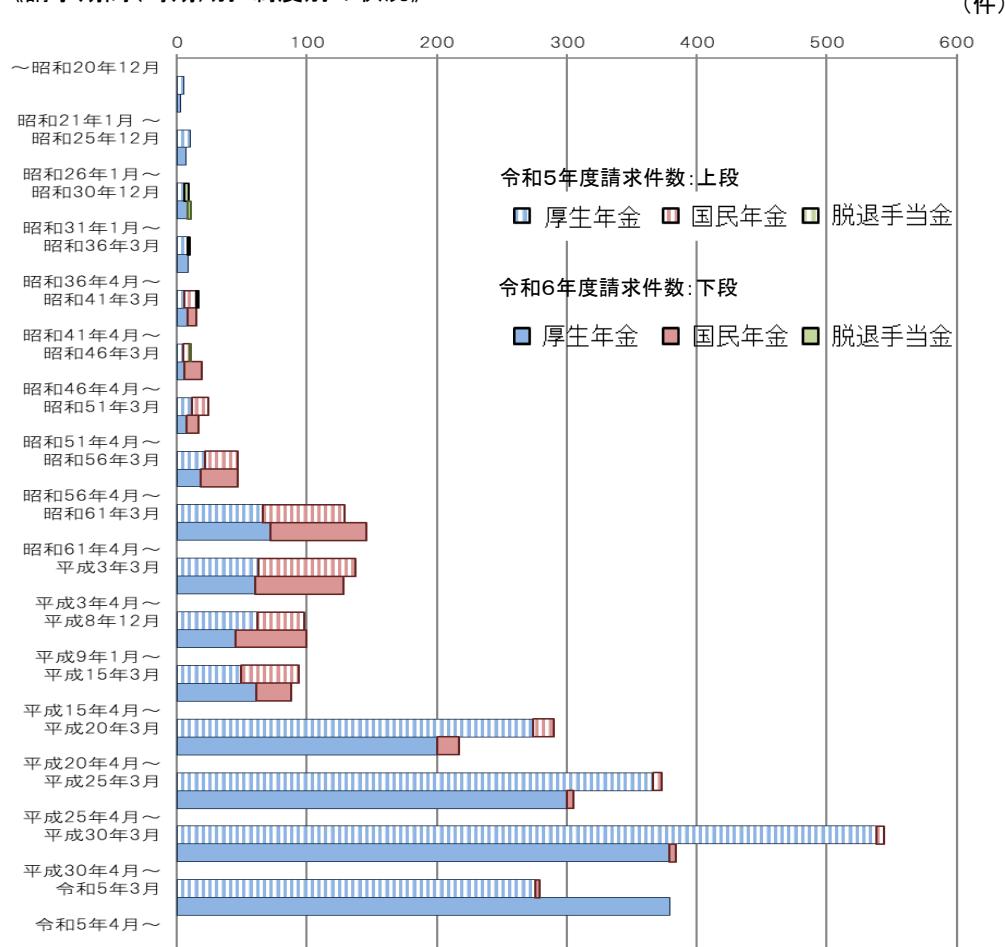
4 請求期間(時期)は、請求期間の始期による。

II 請求内容・処分の状況

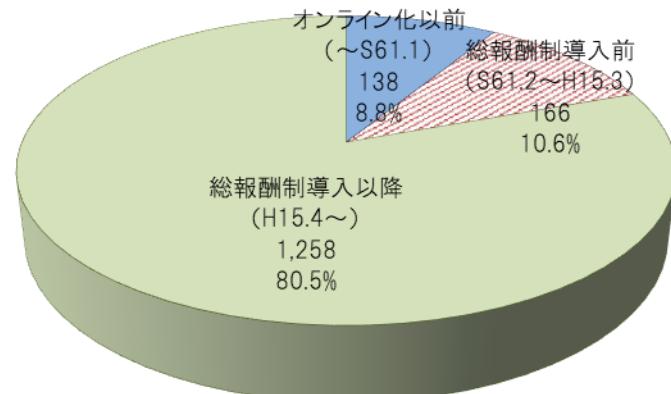
2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(2)－2 請求期間(時期)別(制度別)の状況

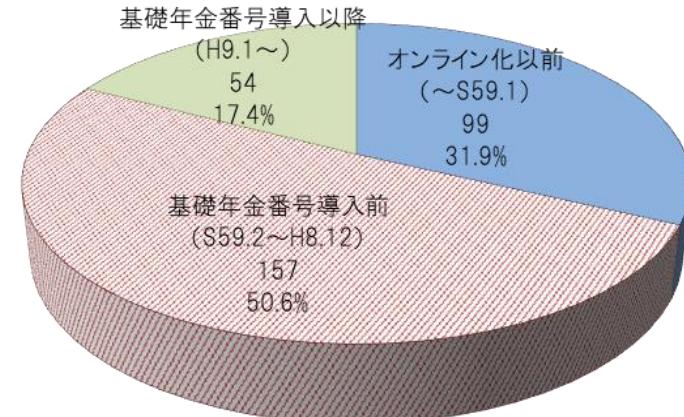
《請求期間(時期)別・制度別の状況》



《参考1:厚生年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



《参考2:国民年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(3)-1 請求期間の月数別

(件)

	未満	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計			
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	
以上														
	1か月	861	268	1,129	3	21	24	0	0	0	864	289	1,153	
	2か月	13	5	18	3	10	13	0	0	0	16	15	31	
	3か月	14	12	26	1	18	19	0	0	0	15	30	45	
4か月	～	6か月	18	28	46	1	17	18	0	0	0	19	45	64
6か月	～	9か月	24	33	57	0	26	26	0	0	0	24	59	83
9か月	～	12か月	15	13	28	1	23	24	0	0	0	16	36	52
12か月	～	18か月	23	36	59	3	31	34	0	0	0	26	67	93
18か月	～	24か月	12	16	28	0	18	18	0	0	0	12	34	46
24か月	～	30か月	7	17	24	0	37	37	0	0	0	7	54	61
30か月	～	36か月	7	14	21	0	14	14	0	0	0	7	28	35
36か月	～	42か月	10	11	21	0	19	19	0	0	0	10	30	40
42か月	～	48か月	2	4	6	0	10	10	0	0	0	2	14	16
48か月	～	54か月	5	5	10	0	13	13	0	0	0	5	18	23
54か月	～	60か月	1	7	8	0	8	8	0	0	0	1	15	16
60か月	～		46	35	81	0	33	33	1	2	3	47	70	117
不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	1,058	504	1,562	12	298	310	1	2	3	1,071	804	1,875	
平均月数		32.8月	27.9月	30.1月	5.1月	27.7月	26.8月	81.0月	82.0月	81.7月	31.7月	28.0月	29.1月	

注1 令和6年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)。

3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,026件)を含む。

4 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

5 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

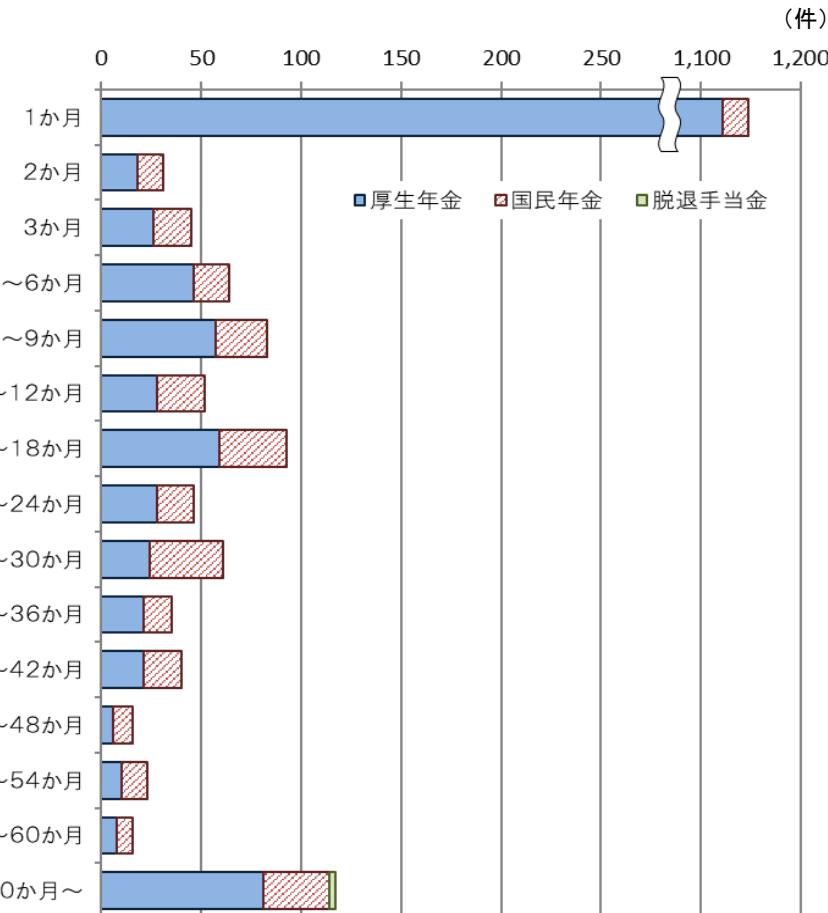
6 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

II 請求内容・処分の状況

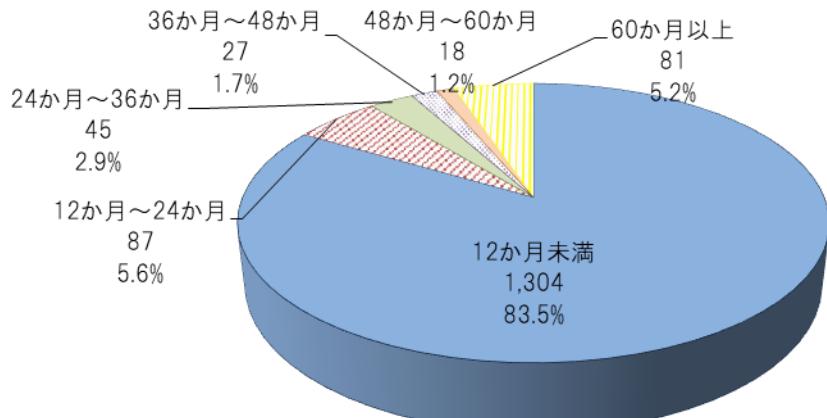
2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(3)-2 請求期間の月数別(制度別の状況)

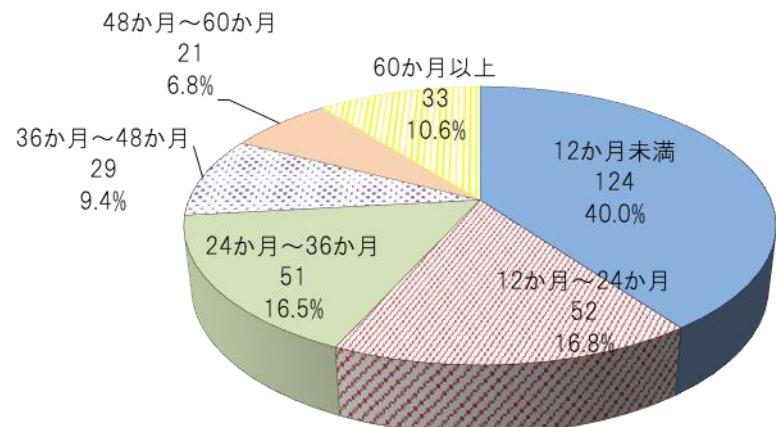
《請求期間の月数別・制度別の状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



II 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(4) 請求期間の分類(事案類型)別の訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月 数)
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	6,814月	6.4月	264月	10,412月	18.5月	497月	17,226月
① 標準賞与額に係る訂正請求	808月	1.0月	1月	218月	1.0月	1月	1,026月
② 被保険者期間に係る訂正請求	790月	9.9月	96月	5,440月	23.2月	199月	6,230月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	5,182月	30.7月	264月	3,605月	33.7月	344月	8,787月
④ その他の訂正請求	34月	11.3月	32月	1,149月	229.8月	497月	1,183月
国民年金	64月	4.6月	12月	9,183月	28.3月	308月	9,247月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	52月	4.0月	12月	8,162月	28.3月	308月	8,214月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	12月	12.0月	12月	707月	29.5月	119月	719月
⑦ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	314月	24.2月	77月	314月
脱退手当金	22月	22.0月	22月	223月	74.3月	85月	245月
⑧ 支給期間の全期間訂正	22月	22.0月	22月	223月	74.3月	85月	245月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	0月	0.0月	0月	0月
合 計	6,900月	6.4月	264月	19,818月	22.2月	497月	26,718月

注1 令和6年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 厚生局処理事案の事案類型・請求期間の状況

(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	145	53	198	777	0	777	922	53	975
厚年法第75条ただし書き該当	11	6	17	0	0	0	11	6	17
厚年法第75条本文その他該当	42	51	93	147	0	147	189	51	240
合計	198	110	308	924	0	924	1,122	110	1,232

注1 厚生年金事案に係る令和6年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》

被保険者期間等に係る訂正請求



厚年法第75条本文その他該当

厚年法第75条ただし書き該当
17 (1.4%)



・ 厚生年金の適用法の内容

① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

② 厚年法第75条ただし書き該当

請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。

③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

II 請求内容・処分の状況

3 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和6年度)

(件)

訂 正 処 理 基 準 区 分	処理件数	(割合)	(制度別割合)
厚生年金	3,685	(100.0%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	2	(0.1%)	<0.1%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	3	(0.1%)	<0.1%>
④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 資格喪失日が不明である事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案	3,582	(97.2%)	<97.2%>
⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案	97	(2.6%)	<2.6%>
国民年金	0	(0.0%)	<0.0%>
⑨ 関連資料がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑩ 関連資料がない事案	0	(0.0%)	<0.0%>
脱退手当金(⑪)	0	(0.0%)	<0.0%>
合	計	3,685	(100.0%)
			—

注1 令和6年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

II 請求内容・処分の状況

4 訂正処理基準区分の内容

- 訂正処理基準区分の内容
 - ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案

訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額の引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
 - ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案

全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
 - ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること

※ a 標準報酬月額の引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
 - ④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案

年金事務所等において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること
 - ⑤ 資格喪失日が不明である事案

年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
 - ⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1号該当)

事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
 - ⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2号該当)

転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
 - ⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3号該当)

事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること(⑥及び⑦に該当するものを除く)
 - ⑨ 関連資料がある事案

国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
 - ⑩ 関連資料がない事案

関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
 - ⑪ 脱退手当金

本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和6年度)

(件)

	北海道厚生局	東北厚生局	関 東 信 越 厚 生 局				東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	合 計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(1)	(2)	(4)	(2)	(4)	(3)	(4)	(5)	(1)	(1)	(3)	(30)
部会開催回数	20	26	77	19	76	36	44	66	12	11	35	422

審議件数	78	53	114	23	181	61	71	150	25	19	64	839
厚生年金	68	39	86	19	134	45	51	107	22	13	55	639
国民年金	10	14	28	4	44	16	20	42	3	6	9	196
脱退手当金	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	4

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)。

III その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

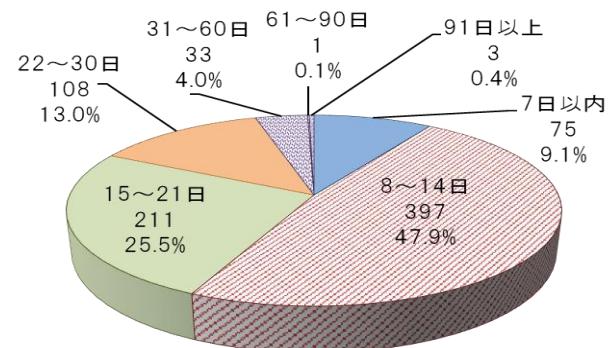
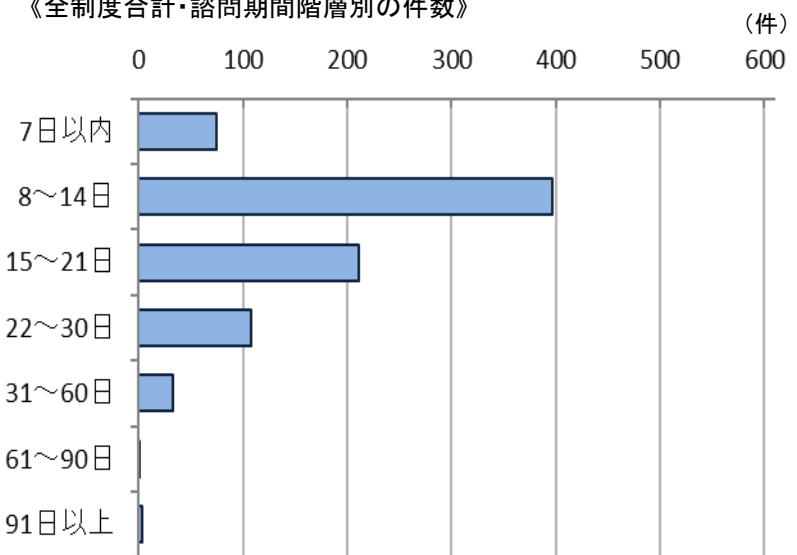
(2) 質問期間の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
7日以内	52	23	0	75
8日～14日	321	76	0	397
15日～21日	162	48	1	211
22日～30日	70	37	1	108
31日～60日	26	6	1	33
61日～90日	0	1	0	1
91日以上	1	2	0	3
合 計	632	193	3	828
平均日数	14.9日	17.2日	27.7日	15.5日

注1 令和6年度の厚生局処理事案を対象とし、質問答申が行われた事案の件数である。

2 質問期間は、質問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・質問期間階層別の件数》



Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77	24	27	5	56
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141	34	24	3	61
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134	28	24	3	55
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6	5	0	0	5
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4	0	0	0	0

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度上期 (令和7年9月末現在)				平成27年4月～令和7年9月(累計)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計												
受付	35	23	2	60	32	12	3	47	24	19	2	45	18	21	0	39	11	10	0	21	447	334	58	839
裁決	26	29	6	61	35	16	4	55	29	17	3	49	24	22	0	46	14	4	0	18	426	313	58	797
認容	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	9
棄却	22	29	5	56	26	16	4	46	26	17	3	46	21	21	0	42	14	2	0	16	378	294	57	729
却下	3	0	0	3	8	0	0	8	2	0	0	2	3	1	0	4	0	2	0	2	40	19	0	59
取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	15	8	0	23

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)
対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

III その他の事業状況

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以上 未満				
80歳 ～	10	4	0	14
75歳 ～ 80歳	0	2	0	2
70歳 ～ 75歳	3	2	0	5
65歳 ～ 70歳	0	3	0	3
60歳 ～ 65歳	2	2	0	4
50歳 ～ 60歳	3	8	0	11
40歳 ～ 50歳	0	0	0	0
30歳 ～ 40歳	0	0	0	0
20歳 ～ 30歳	0	0	0	0
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0
合 計	18	21	0	39

注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である
(被保険者が死亡している場合も同じ。)。

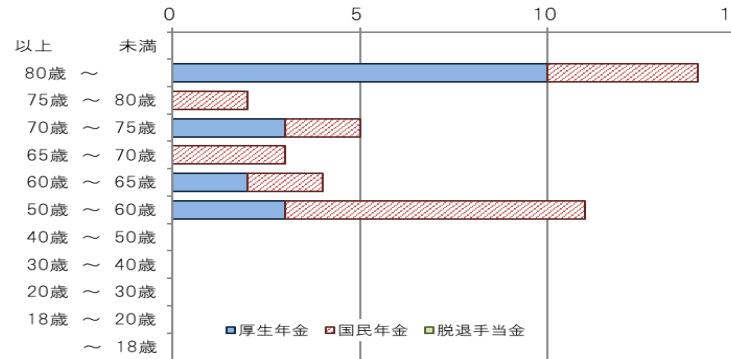
(3) 被保険者の区分別

(件)

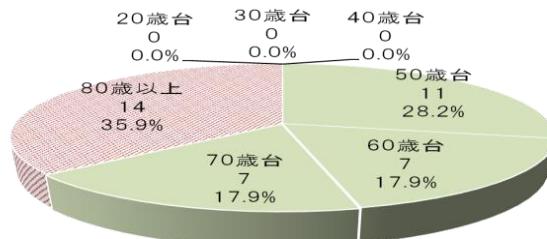
	請求者の区分			
	被 保 険 者 等	裁 定 濟み 者	納付要件充足者	合 計
厚生年金	4	14	0	18
国民年金	9	12	0	21
脱退手当金	0	0	0	0
合計	13	26	0	39
割 合	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別の状況》



- 被保険者等

現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等(「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者)

- 裁定済み者

訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)

- 納付要件充足者

訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

III その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和5年度		令和6年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	75	(100.0%)	45	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	15	(20.0%)	5	(11.1%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	41	(54.7%)	31	(68.9%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	13	(17.3%)	5	(11.1%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	6	(8.0%)	4	(8.9%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区分別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	40	(100.0%)	37	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	22	(55.0%)	34	(91.9%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	13	(32.5%)	2	(5.4%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	5	(12.5%)	1	(2.7%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	2	(100.0%)	0	(0.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	(100.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合計	117		82		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

III その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (②+(③+④))	54	20	8	82
② 令和5年度までの提訴	50	19	8	77
③ 令和6年度における提訴	3	1	0	4
④ 令和7年度上期における提訴	1	0	0	1
事案類型	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者期間 36件 ・標準報酬月額 19件 ・その他 2件 <p>※重複事案あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納付記録 20件 	<ul style="list-style-type: none"> ・全期間 7件 ・一部期間 1件 	
請求の趣旨				
原処分の取消	34	14	5	53
原処分及び裁決の取消	11	3	3	17
裁決の取消	3	1	0	4
その他	6	2	0	8

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和6年度までに提訴された訴訟事件と令和7年4月1日から令和7年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	39	11	7	57
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	33	11	7	51
審査請求なし	15	9	1	25

※ 「原処分の取消」及び「原処分及び裁決の取消」には、併せて年金の給付等について請求をしているものも含まれる。

(3) 判決・係争の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数 注2)	43	18	7	68
⑥ 取下げ件数 注3)	5	1	1	7
令和7年度上期末時点において係争中 (①-(⑤+⑥)) 注4)	6	1	0	7

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和7年度上期末時点において係争中」は、令和7年度上期末(令和7年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。

IV 事務実施体制

1 事務執行体制

処理機関	所管業務	権限の委任等	執行体制
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> 原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更 社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務 訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務 	_____	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務 地方年金記録訂正審議会の庶務 	<p>次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号) 訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生(支)局に年金審査課を設置 関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集 日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正 	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2) 日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定 	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

IV 事務実施体制

2 質問機関

質問機関	所掌事務	質問機関の読替	体制・構成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するときに、厚生労働大臣から質問を受け、答申する	_____	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者により構成
地方年金記録訂正審議会	<ul style="list-style-type: none">訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の質問を受け、答申する上記の質問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	<ul style="list-style-type: none">地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で112名)により構成審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で27部会)を設置四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の担当部会(8部会)を設置 <p>(令和7年4月現在)</p>

IV 事務実施体制

3 関係条文

(1) 厚生年金保険法等

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行なうことを妨げない。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行なうことを妨げない。

三 法第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

IV 事務実施体制

3 関係条文

(2) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律等

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)

(法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第二十二条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第二十七条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

一 事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

二 次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であつて、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

(2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であつて、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合

(1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

(2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合

ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料(同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合

三 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

IV 事務実施体制

3 関係条文

(3) 国民年金法等

国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十二条の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行なうことを妨げない。

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

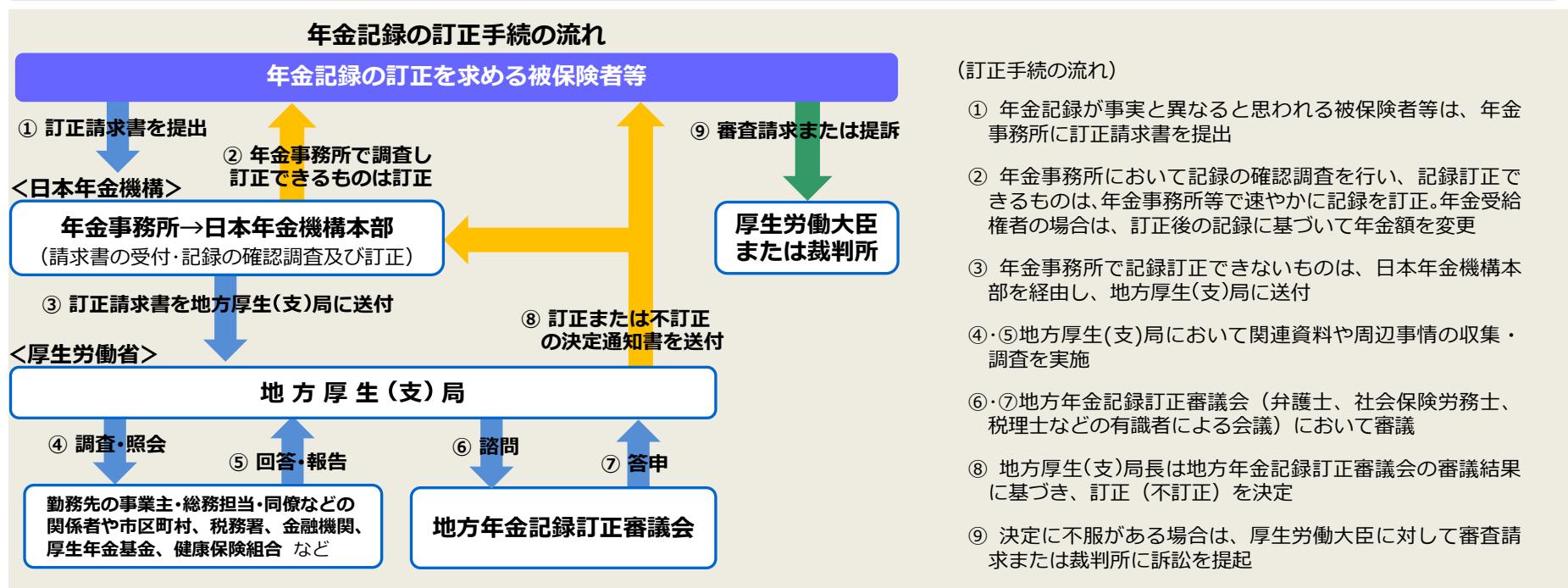
(地方厚生局長等への権限の委任)

第百十三条 法第百九条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行なうことを妨げない。

一 法第百八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料1 年金記録の訂正手続について

- 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。
- このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。



参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

1 令和6年度の訂正請求の受付・処理状況

件数の区分	令和5年 度計	令和6年										令和6年 度計			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
受付件数	5,454	335	385	232	307	370	273	389	323	647	488	372	379	4,500	
	厚生年金	5,225	318	369	207	287	353	256	371	299	630	475	360	361	4,286
	(個別請求)	1,241	77	66	51	50	53	68	62	69	97	179	204	125	1,101
	(一括請求)	3,984	241	303	156	237	300	188	309	230	533	296	156	236	3,185
	国民年金	224	16	15	25	20	17	17	17	24	16	13	11	18	209
処理件数	5	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	
	厚生年金	4,879	330	519	318	435	381	194	498	307	202	210	569	454	4,417
	(個別請求)	4,671	320	504	296	417	367	176	479	292	185	192	556	437	4,221
	(一括請求)	1,086	55	117	84	85	85	62	61	46	50	43	101	185	974
	国民年金	3,585	265	387	212	332	282	114	418	246	135	149	455	252	3,247
地方厚生(支)局で処理	200	10	15	22	18	14	18	19	14	16	17	13	17	193	
	脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
	厚生年金	946	38	98	85	85	87	77	70	61	57	60	41	69	828
	(個別請求)	741	28	83	63	67	73	59	51	46	40	42	28	52	632
	(一括請求)	546	26	73	58	64	67	40	42	32	28	26	25	45	526
日本年金機構で記録訂正	195	2	10	5	3	6	19	9	14	12	16	3	7	106	
	国民年金	197	10	15	22	18	14	18	19	14	16	17	13	17	193
	脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
	厚生年金	3,933	292	421	233	350	294	117	428	246	145	150	528	385	3,589
	(個別請求)	3,930	292	421	233	350	294	117	428	246	145	150	528	385	3,589
訂正請求の取下げ等	(一括請求)	540	29	44	26	21	18	22	19	14	22	17	76	140	448
	国民年金	3,390	263	377	207	329	276	95	409	232	123	133	452	245	3,141
	脱退手当金	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国民年金	33	1	2	3	4	2	4	2	2	2	4	4	3	33
脱退手当金	脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

3 令和6年度計は、令和6年4月から令和7年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

2 令和7年度上半期の訂正請求の受付・処理状況

件数の区分	令和7年										令和8年			令和7年度計	累計	(件)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
受付件数	399	539	680	297	349	457	—	—	—	—	—	—	—	2,721	55,371	
	厚生年金	386	526	665	274	331	437	—	—	—	—	—	—	2,619	51,279	
	(個別請求)	96	83	146	119	80	142	—	—	—	—	—	—	666	17,390	
	(一括請求)	290	443	519	155	251	295	—	—	—	—	—	—	1,953	33,889	
	国民年金	13	13	13	23	18	20	—	—	—	—	—	—	100	3,811	
	脱退手当金	0	0	2	0	0	0	—	—	—	—	—	—	2	281	
処理件数	221	250	461	543	307	392	—	—	—	—	—	—	—	2,174	49,760	
	厚生年金	208	233	435	531	295	381	—	—	—	—	—	—	2,083	46,195	
	(個別請求)	84	91	78	116	82	84	—	—	—	—	—	—	535	15,295	
	(一括請求)	124	142	357	415	213	297	—	—	—	—	—	—	1,548	30,900	
	国民年金	12	17	26	12	12	9	—	—	—	—	—	—	88	3,310	
	脱退手当金	1	0	0	0	0	2	—	—	—	—	—	—	3	255	
地方厚生(支)局で処理	41	71	73	68	41	67	—	—	—	—	—	—	—	361	14,488	
	厚生年金	28	54	47	56	30	56	—	—	—	—	—	—	271	11,010	
	(個別請求)	26	46	38	50	27	35	—	—	—	—	—	—	222	9,637	
	(一括請求)	2	8	9	6	3	21	—	—	—	—	—	—	49	1,373	
	国民年金	12	17	26	12	11	9	—	—	—	—	—	—	87	3,228	
	脱退手当金	1	0	0	0	0	2	—	—	—	—	—	—	3	250	
日本年金機構で記録訂正	180	179	388	475	266	325	—	—	—	—	—	—	—	1,813	35,272	
	厚生年金	180	179	388	475	265	325	—	—	—	—	—	—	1,812	35,185	
	(個別請求)	58	45	40	66	55	49	—	—	—	—	—	—	313	5,259	
	(一括請求)	122	134	348	409	210	276	—	—	—	—	—	—	1,499	29,926	
	国民年金	0	0	0	0	1	0	—	—	—	—	—	—	1	82	
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	5	
訂正請求の取下げ等	16	9	21	115	18	19	—	—	—	—	—	—	—	198	3,364	
	厚生年金	15	9	19	114	16	17	—	—	—	—	—	—	190	2,943	
	(個別請求)	10	6	13	12	8	11	—	—	—	—	—	—	60	1,895	
	(一括請求)	5	3	6	102	8	6	—	—	—	—	—	—	130	1,048	
	国民年金	1	0	2	1	2	2	—	—	—	—	—	—	8	397	
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	24	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 令和7年度計は、令和7年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和7年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和7年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

1 令和6年度の訂正請求の受付・処理状況(年月別)

処分の区分	令和5 年度計	令和6年												令和6 年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
訂正決定	564	16	60	46	47	46	40	32	37	28	34	18	30	434
厚生年金	554	15	59	46	46	46	39	31	36	27	33	16	29	423
(個別請求)	361	13	49	41	43	40	20	22	22	15	17	13	22	317
(一括請求)	193	2	10	5	3	6	19	9	14	12	16	3	7	106
国民年金	10	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	2	1	10
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
全期間訂正	469	12	56	31	32	35	35	24	29	24	27	11	23	339
厚生年金	463	11	55	31	32	35	34	23	28	24	26	9	23	331
(個別請求)	282	9	45	27	29	33	15	14	16	12	10	6	16	232
(一括請求)	181	2	10	4	3	2	19	9	12	12	16	3	7	99
国民年金	6	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	2	0	8
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一部期間訂正	95	4	4	15	15	11	5	8	8	4	7	7	7	95
厚生年金	91	4	4	15	14	11	5	8	8	3	7	7	6	92
(個別請求)	79	4	4	14	14	7	5	8	6	3	7	7	6	85
(一括請求)	12	0	0	1	0	4	0	0	2	0	0	0	0	7
国民年金	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不訂正決定	381	22	38	39	38	41	35	38	24	29	26	23	39	392
厚生年金	187	13	24	17	21	27	19	20	10	13	9	12	23	208
(個別請求)	185	13	24	17	21	27	19	20	10	13	9	12	23	208
(一括請求)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民年金	186	9	14	22	17	14	16	18	13	16	16	11	16	182
脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
請求却下	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
厚生年金	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民年金	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	946	38	98	85	85	87	77	70	61	57	60	41	69	828
厚生年金	741	28	83	63	67	73	59	51	46	40	42	28	52	632
(個別請求)	546	26	73	58	64	67	40	42	32	28	26	25	45	526
(一括請求)	195	2	10	5	3	6	19	9	14	12	16	3	7	106
国民年金	197	10	15	22	18	14	18	19	14	16	17	13	17	193
脱退手当金	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3

注1 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

2 令和6年度計は、令和6年4月から令和7年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

2 令和7年度上半期の処分状況(年月別)

処分の区分	令和7年												令和7年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂正決定	16	32	35	45	22	46	—	—	—	—	—	—	196	7,704
	厚生年金	15	32	34	45	22	46	—	—	—	—	—	194	7,317
	(個別請求)	13	25	25	40	19	25	—	—	—	—	—	147	6,003
	(一括請求)	2	7	9	5	3	21	—	—	—	—	—	47	1,314
	国民年金	1	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	2	370
全期間訂正	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	17
	11	26	30	33	16	44	—	—	—	—	—	—	160	6,450
	厚生年金	10	26	29	33	16	44	—	—	—	—	—	158	6,164
	(個別請求)	8	19	20	31	13	23	—	—	—	—	—	114	4,899
	(一括請求)	2	7	9	2	3	21	—	—	—	—	—	44	1,265
一部期間訂正	国民年金	1	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	2	270
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	16
	5	6	5	12	6	2	—	—	—	—	—	—	36	1,254
	厚生年金	5	6	5	12	6	2	—	—	—	—	—	36	1,153
	(個別請求)	5	6	5	9	6	2	—	—	—	—	—	33	1,104
不訂正決定	(一括請求)	0	0	0	3	0	0	—	—	—	—	—	3	49
	国民年金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	100
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	1
	25	39	37	23	19	20	—	—	—	—	—	—	163	6,754
	厚生年金	13	22	13	11	8	10	—	—	—	—	—	77	3,683
請求却下	(個別請求)	13	21	13	10	8	10	—	—	—	—	—	75	3,624
	(一括請求)	0	1	0	1	0	0	—	—	—	—	—	2	59
	国民年金	11	17	24	12	11	8	—	—	—	—	—	83	2,839
	脱退手当金	1	0	0	0	0	2	—	—	—	—	—	3	232
	0	0	1	0	0	1	—	—	—	—	—	—	2	30
合計	厚生年金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	10
	(個別請求)	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	10
	(一括請求)	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	0
	国民年金	0	0	1	0	0	1	—	—	—	—	—	2	19
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	1
		41	71	73	68	41	67	—	—	—	—	—	361	14,488
		厚生年金	28	54	47	56	30	56	—	—	—	—	271	11,010
		(個別請求)	26	46	38	50	27	35	—	—	—	—	222	9,637
		(一括請求)	2	8	9	6	3	21	—	—	—	—	49	1,373
		国民年金	12	17	26	12	11	9	—	—	—	—	87	3,228
		脱退手当金	1	0	0	0	0	2	—	—	—	—	3	250

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

3 令和7年度計は、令和7年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和7年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和7年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

参考資料4 総務省年金記録確認第三者委員会の受付・処理の実績

○総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

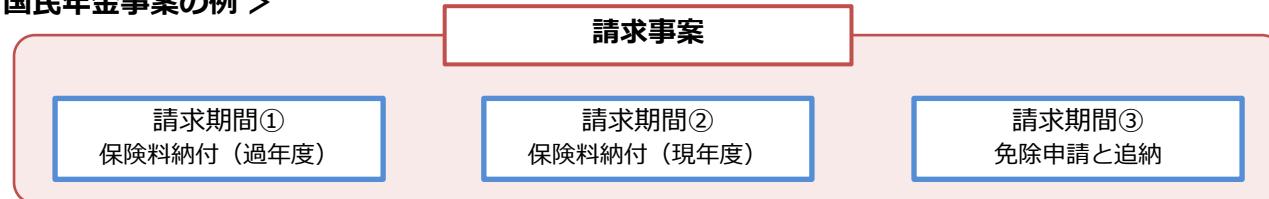
3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

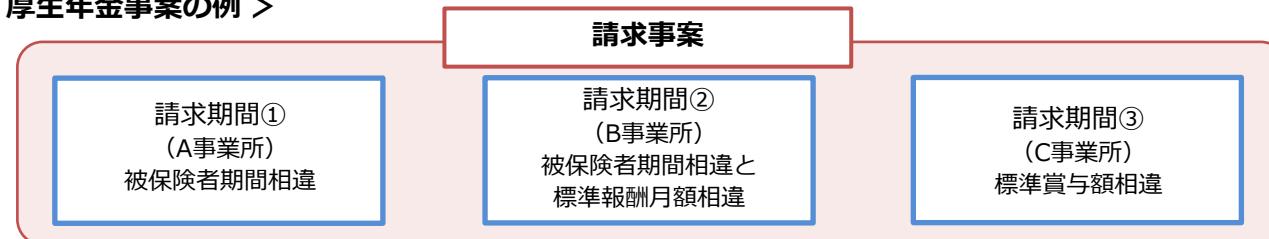
参考資料5 処理事案の分析について

- 本資料の「II 請求内容・処分の状況」の「1 請求者等の状況」(11頁～13頁)については、事案単位で請求者等の属性の分析を行っているところであるが、「2 事案類型・請求期間の処分状況」(14頁～21頁)については、1つの請求事案に請求期間が複数含まれている場合があること、更に各請求期間には異なる事由による請求が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で分析を行い集計している。この請求期間単位の件数を「請求件数」という。
- 一方、「5 日本年金機構段階の訂正状況」(22頁)については、機構処理事案を対象としており、年金事務所において一部の請求期間を記録訂正した事案を含め、事案単位で分析を行っている。1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。
- なお、「III その他の事業状況」の「2 審査請求」の「(4) 請求期間の分類(事案類型別)」(28頁)についても、1つの審査請求事案に請求期間が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で集計している。

＜国民年金事案の例＞



＜厚生年金事案の例＞



(注) 上記国民年金事案の請求期間③と厚生年金事案の請求期間②のように、異なる事案類型が混在している場合については、各々の類型に件数計上している。